

新型コロナウイルスの感染防止に関する 授業実施ガイドライン（教職員・学部学生・大学院共通）2020. 10. 22

総合科学部長

大学院創成科学研究科地域創成専攻長

大学院創成科学研究科臨床心理学専攻長

大学院総合科学教育部長

■授業等実施について（教員向け）

1. 授業等

- ・本学における「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画（BCP）」に基づき、BCPの各レベルに応じて別表のとおり実施する。
- ・「BCP レベル2」もしくは「BCP レベル3-A」において対面での実施を希望する場合は、事前に「対面授業実施申請書」を総合科学部事務課学務係へ提出し、学部長等の承認を得なければならない。
- ・「BCP レベル3-B」において対面での実施を希望する場合は、事前に「対面授業実施申請書」を総合科学部事務課学務係へ提出し、学長の承認を得なければならない。
- ・BCP レベル1以下になるまでは、学生のネット環境等を考慮し、講義を録画撮りして配信し、いつでもその講義が視聴できる遠隔授業（オンデマンド授業）の導入についても検討する。
- ・「BCP レベル1」以下で対面授業を実施する場合、「対面授業実施申請書」は提出不要とする。

2. 学部長等が承認した対面授業等

- ・対面授業等を実施する場合であっても、BCP レベルの変動等により対面授業等が実施不可能となった場合は、速やかに遠隔授業に切替え、学年暦に沿った授業実施が可能な体制を整える。
- ・講義室の収容定員に対する受講生（実際に教室にいる学生数）の割合は、できる限り30%以下、最大でも50%以下とする。
- ・教員による飛沫の飛散による感染を防ぐため、席の最前列を空ける等、教員と学生との間隔を2メートル以上確保するとともに、授業中は適時マイクを活用し、学生が聞き取りやすいよう配慮する。

- ・学生から、基礎疾患等の理由により対面授業への参加に不安がある等の申出を受けた場合は、対面と遠隔を併用する等、可能な限りの配慮を行い、欠席扱いとはしない。
- ・授業等開始前に、出席学生に以下のことを確認する。
 - ①発熱やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか
(体調不良者がいた場合は、学務係に連絡する。)
 - ②マスクを着用しているか(していない者がいた場合は、学務係へ向かわせる。)
 - ③手指の洗浄、消毒を行っているか(していない者がいた場合は、廊下の消毒液で消毒させる。)
- ・上記①に当てはまる学生がいた場合や、学生が新型コロナウイルスに罹患し(疑いも含む)、授業等を欠席した場合は、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講(課題提出等の代替措置も可。)を行う。
- ・講義室(実験室、実習室等を含む。)では密閉空間にならないよう、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓又は扉を同時に開けて換気を行う。エアコン使用時においても、定期的に換気を行う。(60分につき10分以上)
- ・配付物は、列ごとに配るというような配り方を避け、配付物を介しての感染を予防する。
(例) 教室の前の机の上に置いておき、受講生は間隔を空けて、1人ずつ配布物を取っていく 等
- ・語学系の科目においては、学生を向かい合わせで会話させることを避け、会話する際は前方2m以内に人がいないよう配慮する。
- ・他の受講者に直接触れるような内容を極力避ける。(特にウェルネス系の実習科目)
- ・実験・実習を伴う授業では、教員、学生ともにマスクを着用するとともに、可能であれば、ディスポーザブルの手袋を着用する。
- ・実験・実習の開始前後には、必ず速乾性消毒薬の使用又は手洗い等により、手指の消毒を行う。

■対面授業等への参加について(学生向け)

- ・教室に入室する前に、廊下に設置している消毒液で手指の消毒を行うこと。
- ・授業等出席前に以下のことを確認し、該当する場合は、授業への出席を中止すること。
 - ①発熱(注)やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか
→ 該当する場合は、授業開始前に以下の専用フォームから必要事項を入力するか、学務係に電話で連絡するとともに、履修している全科目の担当教員にも連絡する。

【体調不良時の入力フォーム】

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=pMNxjhjhF9keHFxah1rDKmCi8SffWjYhDqT->

EzVZv7b9UQUpYMEMxSVlGMVVUSlFaTlM2QzIyWDQzSC4u



②マスクを着用しているか

→ 手作りマスク等も可。（当日、忘れた場合は学務係へ相談する）

(注) 体温には日内変動があるため、発熱した翌日の朝の体温が平熱であっても解熱したとは判断せず、下記を目安とすること。また、解熱剤を服用した状態で平熱となっても「解熱」とは判断しないこと。

- ・37.0度以上37.5度未満の場合でも、平熱よりも高いと判断される場合は、発熱と考えて解熱後2日を経過するまでは登校しない。
- ・37.5度以上の発熱があった場合は、解熱後2日を経過するまでは登校しない。
- ・38度以上の発熱があった場合は、その翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは登校しない。
- ・授業等の前後等に、教室や廊下等において、3人以上が2m以内に集まっての会話や飲食を自粛し、濃厚接触（※）を避けるとともに、3つの密（密閉・密集・密着）の回避に努める。
(※) 手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、発症の2日前までに（マスクなどの）必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
- ・授業等終了後は学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行うこと。

3. 定期試験

- ・BCPレベル3-A以下で、かつ学内に新型コロナウイルス感染症の罹患者が確認されていない間は、対面での定期試験実施も妨げないが、できる限り対面での試験以外の方法を検討する。
- ・対面での定期試験を計画している場合であっても、学内で新型コロナウイルス感染症の罹患者が確認された場合や、BCPレベルの変動等により、対面での定期試験実施できなくなる場合があるので、速やかに代替措置の実施が可能な体制を整える。

【対面での定期試験実施について】

- ・講義室の収容定員に対する受講生（実際に教室にいる学生数）の割合は、50%以下とする。
- ・教員による飛沫の飛散による感染を防ぐため、席の最前列を空ける等、教員と学生との間隔を

2メートル以上確保する。

- ・学生から、基礎疾患等の理由により対面での定期試験への参加に不安がある等の申出を受けた場合は、配慮を行い、欠席扱いとはしない。
- ・定期試験開始前に、出席学生に以下のことを確認する。
 - ①発熱やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか
(体調不良者がいた場合は、学務係に連絡する。)
 - ②マスクを着用しているか(していない者がいた場合は、学務係へ向かわせる。)
 - ③手指の洗浄、消毒を行っているか(していない者がいた場合は、廊下の消毒液で消毒させる。)
- ・上記①に当てはまる学生がいた場合や、学生が新型コロナウイルスに罹患し(疑いも含む)、試験を欠席した場合は、欠席扱いとはせず、代替措置を行う。
- ・講義室(実験室、実習室等を含む。)では密閉空間にならないよう、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓又は扉を同時に開けて換気を行う。エアコン使用時においても、定期的に換気を行う。(60分につき10分以上)
- ・配付物は、列ごとに配るというような配り方を避け、配付物を介しての感染を予防する。

■対面での定期試験への参加について(学生向け)

- ・教室に入室する前に、廊下に設置している消毒液で手指の消毒を行うこと。
- ・授業出席前に以下のことを確認し、該当する場合は、授業への出席を中止すること。
 - ①発熱(注)やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか
→該当する場合は、授業開始前に以下の専用フォームから必要事項を入力するか、学務係に電話で連絡するとともに、履修している全科目の担当教員にも連絡する。

【体調不良時の入力フォーム】

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=pMNxhjhF9keHFxah1rDKmCi8SffWjYhDqTEzVZv7b9UQUpYMEMxSVlGMVVUSlFaTlM2QzIyWDQzSC4u>



②マスクを着用しているか

→ 手作りマスク等も可。（当日、忘れた場合は学務係へ相談する）

(注) 体温には日内変動があるため、発熱した翌日の朝の体温が平熱であっても解熱したとは判断せず、下記を目安とすること。また、解熱剤を服用した状態で平熱となっても「解熱」とは判断しないこと。

・37.0度以上37.5度未満の場合でも、平熱よりも高いと判断される場合は、発熱と考えて解熱後2日を経過するまでは登校しない。

・37.5度以上の発熱があった場合は、解熱後2日を経過するまでは登校しない。

・38度以上の発熱があった場合は、その翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは登校しない。

・試験の前後等に、教室や廊下等において、3人以上が2m以内に集まっての会話や飲食を自粛し、濃厚接触（※）を避けるとともに、3つの密（密閉・密集・密着）の回避に努める。

（※）手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、発症の2日前までに（マスクなどの）必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者

・試験終了後は学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行うこと。

■日常生活における注意事項（学生向け）

・規則正しい生活を心がけ、日頃から十分な栄養、睡眠時間の確保を意識する。

・手指衛生（手洗い、手指消毒）や咳エチケットを厳守する。

・基礎疾患等の理由により、対面での試験への参加に不安がある場合は、授業担当教員にメール等にて申し出ること。（学生番号及び氏名を明記する。）

教員の連絡先がわからない場合は、学務係へ連絡する。

総合科学部事務課学務係 TEL 088-656-7108 Mail skgakumk@tokushima-u.ac.jp

・毎日、健康状態の確認（体温測定を含む）を行う。

教育実習、臨床心理実習等に参加される学生は、以下のことを遵守すること。

（1）体調で気になることがある場合は、事前に学務係に電話で相談する。

（2）実習前日から毎日、実習現場へ行く前に健康状態を確認し、体温および自覚症状の有無を学務係にメールで報告する。締切は毎日昼12:00。メール送信方法の詳細は別途通知する。

報告を怠っている学生については、感染症対策が十分にできないと判断し、実習の履修停止

等の対応を行う。

- ・不要不急の外出を避けるとともに、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）を回避し、検温等による健康管理に努めること。
- ・体調不良等がある場合は、以下の専用フォームまたは電話から、必ず学務係へ連絡するとともに「新型コロナウイルスに関する措置」（HP掲載）に従って対応すること。

【体調不良時の入力フォーム】

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=pMNxjhjhF9keHFxah1rDKmCi8SffWjYhDqTEzVZv7b9UQUpYMEMxSVlGMVVUSlFaTlM2QzIyWDQzSC4u>



- ・3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する不適切な情報をSNS等に流さない。
- ・本人又は同居する家族がPCR検査等を受けることとなった場合は、速やかに学務係へ連絡する。

- ・徳島大学及び総合科学部のホームページを少なくとも1日1回は確認する他、下記ホームページ等を参照し、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の入手に努める。

徳島大学 HP <https://www.tokushima-u.ac.jp/>

徳島大学総合科学部 HP <https://www.tokushima-u.ac.jp/ias/>

内閣官房 HP https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■オンラインコンテンツを使用する科目的受講に当たっての注意事項（学生向け）

- ・受講前に、自身の携帯プランの確認を行い、通信料に留意する。
- ・無料Wi-Fiを利用するため、ファーストフード店、ファミリーレストラン、カフェ、ショッピングモール等に滞在する行為は自粛する。
(生活用品等の必要不可欠な買い物についても、1時間以内を目安とし、長期滞在を避けること。)
- ・Wi-Fi等を利用するため大学の講義室等を利用する場合は、各自で換気等に努め、席の間隔を1m程度確保するとともに、常時マスクを着用する（手作りマスクでも可）。

※ 1 m程度の間隔を確保できる場合でも、人が多いと感じたら意識的に移動するよう心がける。

- ・授業のために配付された資料（動画コンテンツ等を含む）や、リンク URL 等を第三者に配布することは、著作権等の侵害にあたる可能性があるため、絶対に行わないこと。
- ・「B C P レベル3-B」「B C P レベル4」「B C P レベル5」において、遠隔授業等の受信環境が整っていない学生は学務係に申し出ること。（学生番号及び氏名を明記する。）

総合科学部事務課学務係 TEL 088-656-7108 Mail skgakumk@tokushima-u.ac.jp

新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン（教職員・学部学生・大学院共通）（別表）

レベル	学生の教育・研究活動 (講義・演習・実験・実習・卒業研究・研究指導) ※BCPから引用	授業等実施方針	対面授業の可否				備考
			卒業、進級に 関わる等の特別な 事情がある授業等※	実験、実習、演習を 含む授業等	一般的講義等	定期試験 追・再試験	
0	通常どおり（状況に応じて感染措置を講じる）	状況に応じて感染防止対策を講じた上で、通常どおり実施する	○	○	○	○	
1	十分な感染防止措置を講じた上で、教育・研究活動を行なうことができます。	十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業を実施することができます。 ただし、収容定員が50%を上回るなど、感染防止対策が十分に取れない場合は、遠隔で実施する。	○	○	○	○	十分な感染防止対策が取れない場合、収容定員が50%を上回る場合は遠隔で実施する。
2	・遠隔授業等を推奨します。 ただし、学部等の判断に基づき、対面授業又は学位取得のための研究等を行うことができます。 ・遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、感染の徹底防止措置をとった上、web環境の整った学内施設を提供します。	対面での実施が必要かつ感染防止対策が十分に講じられており、学部長等が対面での実施が可能と判断した授業のみ対面での実施を可能とする。	○	○ 必要性が認められる場合	△ 相当の必要性が認められる場合	○	対面授業を実施する場合は、対面授業実施申請書の提出が必要。 ただし、収容定員はできる限り30%以下とし、50%を上回るなど感染防止対策が十分に取れない場合は遠隔で実施する。
3-A	・原則、自宅での遠隔授業等の受講のみとします。 ただし、対面授業又は学位取得のための研究等は、学部長等が承認したもの（卒業・進級要件に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る。）のみ許可します。 ・遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、感染の徹底防止措置をとった上、web環境の整った学内施設を提供します。	学部長等が認めた授業（演習、実習、実験を伴う授業）のみ対面での実施を可能とする。	○	△ 延期不可能な特段の事情があると学部長等が認めた場合に限る	×	○	対面授業を実施する場合は、対面授業実施申請書の提出が必要。 ただし、収容定員はできる限り30%以下とし、50%を上回るなど感染防止対策が十分に取れない場合は遠隔で実施する。
3-B	・自宅での遠隔授業等の受講のみとします。 ただし、対面授業又は学位取得のための研究等は、学長が承認したもの（卒業又は国家試験取得要件に関するもの若しくは学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る。）のみ許可します。 ・遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、代替措置を行います。	学長が認めた授業のみ対面での実施を可能とする。	△ 延期不可能な特段の事情があると学長が認めた場合に限る	△ 延期不可能な特段の事情があると学長が認めた場合に限る	×	×	対面授業を実施する場合は、対面授業実施申請書の提出が必要。 ただし、収容定員はできる限り30%以下とし、50%を上回るなど感染防止対策が十分に取れない場合は遠隔で実施する。
4	・自宅での遠隔授業等の受講のみとします。 ただし、遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、代替措置を行います。 ・学内での研究活動は不可とします。	遠隔授業のみとする。「非同期型（オンライン）」を活用した授業方法を推奨する。	×	×	×	×	
5	・自宅での遠隔授業等の受講のみとします。 ただし、遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、代替措置を行います。 ・学内での研究活動は不可とします。	遠隔授業のみとする。「非同期型（オンライン）」を活用した授業方法を推奨する。	×	×	×	×	

※学位論文指導関連科目（実験・実習・演習を含む）、対面での指導が不可欠な教職など資格に関連する科目等（対面授業実施申請書により学部長等もしくは学長が個別に認定）